

第24回石炭投資促進セミナー

豪州クイーンズランド州

鉱物・エネルギー資源（資金掘出）法2018

CLAYTON UTZ

クレイトン・ユッツ法律事務所  
パートナー 弁護士 加納寛之

2019年3月1日

© Clayton Utz

# TOPICS

1. 鉱物・エネルギー資源(資金拠出)法成立の経緯
2. 新資金拠出スキーム
  - (1) スキームの全体像
  - (2) リハビリテーション基金
  - (3) 担保提供
  - (4) ERC
  - (5) リスクカテゴリー
  - (6) 既存PJへの適用
3. PRCP(段階的リハビリテーション・閉山計画)
  - (1) PRCPの全体像
  - (2) NUMAが生じる場合
  - (3) PRCP Scheduleの変更
  - (4) 既存PJへの適用

# TOPICS

1. 鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法  
成立の経緯
2. 新資金拠出スキーム
3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

# 1. 鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法成立の経緯

## Mineral and Energy Resources (Financial Provisioning) Act 2018 (QLD) 2018年11月成立

### 目的

- 1) リハビリテーション基金の設立を含めた新たな資金拠出スキームの導入 - 2019年上半期
- 2) 段階的なリハビリテーション・鉱山閉鎖計画 (Progressive Rehabilitation and Closure Plan (PRCP)) の導入 - 2019年11月1日以前

# 1. 鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法成立の経緯

## 現行の仕組み (Financial assurance) 出典: Queensland Treasury Corporation, Review of Queensland's Financial Assurance Framework (April 2017)

- 鉱山開発のための環境許可 (EA) 保有者は、リハビリテーションのために必要と見込まれるコストについて Financial assurance として銀行保証 (bank guarantee) を州に提供
  - 銀行保証の提供はEAの条件とされている (提供なしにマイニング不可)
  - Plan of Operation にEA保有者が記載する financial assurance の額 (ガイドライン・calculator に基づいて算出) を参照しつつ州が保証対象額を決定 (PoO の期間毎に更新)
  - × 30% までディスカウントを受けることが可能 (①財務健全性、②段階的リハビリテーションとその認証、③廃棄物管理のそれぞれにディスカウント率が定められている)
  - × ディスカウントは鉱山開発者のリハビリテーション不履行のリスクを必ずしも反映していない (上記①財務健全性の要件で可能なディスカウントは10%、上記②段階的リハビリテーションの認証はほとんど実現していない)

# 1. 鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法成立の経緯

## 現行の仕組み（リハビリテーション）

- EAの条件としてリハビリテーション義務自体は課されている
  - 違反にはEnvironmental protection order (EPO)
  - EPOの意図的な不遵守には最大6,250 penalty units (\$815,937.50)の罰金または5年以下の懲役、意図的でない場合は4,500 penalty units (\$587,475)の罰金
  - × EAの条件となるリハビリテーション義務には必ずしもリハビリテーションのタイムラインが含まれていないため州は実効的な執行ができない

出典: Queensland Government, *Better Mine Rehabilitation for Queensland discussion paper* (April 2017)

# 1. 鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法成立の経緯

## 現行の仕組み（リハビリテーション）（続）

- 鉱山運営について説明するPlan of Operationを州に提出
  - PoOの提出がEA・Mining Leaseに基づく採掘活動実施の条件
  - PoOの対象期間は1～5年（EA保有者が決める）
  - リハビリテーションプログラムも記載事項に含まれる
  - PoOの不提出・不遵守には罰金100 penalty units（\$13,055）
- × PoOは鉱山の開発から閉山までの統一的なマネジメントプランではない

出典：Queensland Government, *Better Mine Rehabilitation for Queensland discussion paper* (April 2017)

# 1. 鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法成立の経緯

## 現行の仕組みから生じた問題点

- Financial assurance: 州政府は想定される鉱山のリハビリテーションコスト(\$8.7B)に見合うだけの財源提供を受けていない(ディスカウントの影響\$1.2B)
  - ➡ EA保有者が鉱山のリハビリテーション義務に違反した場合に**州が負担することになる財政上のリスク**がカバーされていない
- リハビリテーション: 鉱山のうちわずか**8-9%**しかリハビリテーションが実施されておらず、リハビリテーションが完了したと認証された鉱山は**0.25%**のみ
  - ➡ **環境リスク**、旧鉱山の再利用ができないことによる**経済への悪影響リスク**

出典: Queensland Treasury Corporation, *Review of Queensland's Financial Assurance Framework* (April 2017)



# 1. 鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法成立の経緯

## 鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法の成立

### 1) 新たな資金拠出スキーム（リハビリテーション基金＋担保提供）

➡ EA保有者が鉱山等のリハビリテーション義務に違反した場合に州が負担することになる財政上のリスクに対処

### 2) PRCP（段階的なリハビリテーション・鉱山閉鎖計画）

鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法による環境保護法（Environmental Protection Act 1994）の改正

➡ 鉱山のリハビリテーションを徹底させることで環境・経済リスクに対処

# TOPICS

1. 鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法  
成立の経緯
2. 新資金拠出スキーム
3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## 2. 新資金拠出スキーム (1) スキームの全体像

新スキーム = リハビリテーション基金 + 担保提供 (surety)

基金への拠出額 (毎年) = ERC × リスクカテゴリーごとの割引率

### ERC

- 各鉱山の想定リハビリテーションコスト (estimated rehabilitation cost (**ERC**))

### リスクカテゴリー

- scheme managerが各EA保有者に割り当てる4つのリスクカテゴリー (very low, low, moderate, high)
- リスクhighの場合には基金への拠出ではなく担保提供 (担保提供が必要なその他の場合については後述)

\*本資料は、ERCが\$100,000 (または規則で定める額) (**prescribed ERC amount**) 以上であることを前提に新法の適用関係について記載している (同額未満の場合、基金への参加資格なし・ERC分の担保提供)

## 2. 新資金拠出スキーム

### (1) スキームの全体像

- 2019年上半期スキーム開始予定
- 新スキームを管理する新たな州の役職としてscheme managerが任命される
- 各EA保有者は、scheme managerの決定に基づいてリハビリテーション基金への資金拠出または担保提供（あるいはその両方）を実施 ← EAに基づく採掘の条件
- 拠出金または担保は、EA保有者がリハビリテーション義務・環境被害防止/環境回復義務に違反した場合に州政府が利用

## 2. 新資金拠出スキーム (2) リハビリテーション基金

### 原則

拠出額 = ERC × 割引率

Highカテゴリーの場合は基金への拠出ではなく担保提供が必要

リスクカテゴリー	割引率*	担保提供
Very low	0.5%	不要
Low	1.0%	不要
Moderate	2.75%	不要
High	資金提供ではなく担保提供が必要	必要

\* Draft Mineral and Energy Resources (Financial Provisioning) Regulation 2018に基づく

## 2. 新資金拠出スキーム (2) リハビリテーション基金

### 例外: ERCが\$450m\*を超える場合

拠出額 = \$450m\* × 割引率

資金拠出に加えて、(ERC-\$450m\*)について担保提供が必要

\*または規則で別途定める基準額(fund threshold) (以下同じ)

リスクカテゴリー	割引率*	担保提供
Very low	0.5%	必要
Low	1.0%	必要
Moderate	2.75%	必要
High	資金提供ではなく担保提供が必要	必要

\* Draft Mineral and Energy Resources (Financial Provisioning) Regulation 2018に基づく

## 2. 新資金拠出スキーム (3) 担保提供

### 担保提供が必要な場合

- 1) リスクカテゴリーが**High**
- 2) リスクカテゴリーがHigh以外 & **ERCが\$450m\*超**(資金拠出+担保提供)
- 3) リスクカテゴリーがHigh以外 & scheme managerが、**基金の財務健全性を保持するために資金拠出ではなく担保提供を求めた場合**  
(担保提供のみ)：EA保有者の**ERC合計額が\$450m\*超の見込みの場合**

保有する全てのEAに関するERCの合計額  
(total estimated rehabilitation cost)

- EAが共有されている場合にはscheme managerが指定するrelevant holder 1名について判断→"(5) ERC 補足 - 他のEA保有者等のリスクの考慮"も参照
- 親会社、子会社のERC合計額も考慮してよい

(scheme managerガイドラインドラフト"Requiring Surety to Preserve the Financial Viability of the Scheme Fund"参照)

## 2. 新資金拠出スキーム (3) 担保提供

### 担保対象額

担保が要求される理由	担保対象額	基金への拠出
リスクHigh	ERC	不要
ERC > \$450m*	ERC - \$450m*	必要
基金の財務健全性保持 (total ERC > \$450m*)	ERC	不要



## 2. 新資金拠出スキーム (3) 担保提供

### 担保の形式

- 1) 銀行保証
- 2) insurance bond(州規則で認められる保険会社等("an approved security provider and not a sole parent captive")が発行するもの)
- 3) 金銭(利息請求権なし)(cash surety deed)
  - 担保の条件はscheme managerの承認が必要
  - scheme managerガイドラインも参照する必要(州政府が最終版準備中)
    - ドラフトガイドライン ["Forms of Surety"](#)

## 2. 新資金拠出スキーム

### (4) ERC

#### ERC決定の考慮要素

\*コンサルテーション手続用に公開された  
ERCガイドラインドラフトを参照している

- リハビリテーションに必要なコスト
- 環境被害を防止する/最小化する、あるいは環境を回復するために必要なコスト
  - ERC period (ERC decisionの申請時に記載する1～5年の期間)における最大のコスト負担が見込まれる年(≒採掘による土地のdisturbanceが最大の年)のコストを基準に算出
  - [10]%(ERCガイドラインで確定)のcontingencyコストを上乗せ
- ERCガイドライン(州政府が最終版準備中 - 2019年第1四半期に公表予定)・ERC calculator

## 2. 新資金拠出スキーム (4) ERC

### ERC決定プロセス/更新

- Department of Environment and Science (**DES**)に対してERCの決定(**ERC Decision**)を申請
  - 州が作成するERC Calculatorを利用して自らERCを算出して提出
- DESは原則として申請から15営業日以内にERC Decisionを行い、その後5営業日以内に申請者とscheme managerに通知
- 更新: EA保有者は、**ERC Period(1～5年)**が満了する3か月前までに新たなERC Decisionを求めてDESに申請

## 2. 新資金拠出スキーム

### (4) ERC

#### ERCの変更

EA保有者は以下の場合にERC decisionの再申請を行わなければならない(10営業日以内)

- 採掘対象地域 (disturbance area) の拡大
- リハビリテーションコストを増加させるような採掘活動の変更
- EA保有者の年次報告書 (annual return) におけるERCに影響を及ぼす採掘活動の変更の記載
- EAの統合 (amalgamation) ・分離 (de-amalgamation)

## 2. 新資金拠出スキーム (5) リスクカテゴリー

### リスクカテゴリー決定の考慮要素

#### EA保有者の財務健全性 + 資源プロジェクトの特徴

- EA保有者が環境被害の防止/最小化義務やリハビリテーション義務に違反することで州が費用負担する可能性
- scheme managerガイドライン(州政府が最終版準備中)
  - 州が承認する格付け機関のcredit ratingがあればそれを利用
  - 格付けがない場合には3年分の監査済財務諸表その他の要素を考慮  
"Forming the Scheme Manager's Opinion", "Assigning an Authority to a Relevant Holder"
- \* 上記は2018.6公表ドラフト。コンサルテーションプロセスは終了
- その他scheme managerが関連性ありと判断する要素

## 2. 新資金拠出スキーム (5) リスクカテゴリー

### 補足 - 他のEA保有者等の財務健全性の考慮

#### EA保有者が複数の場合

- 非法人型JV (unincorporated) のJV当事者もこれに該当
- scheme managerは保有者1名を**relevant holder**として指定
  - 原則として、権益の20%以上を保有するEA保有者を指定
  - EA保有者からの指名を考慮に入れることも可能
- scheme managerの裁量で保有者の一部または全部(+親会社)の財務健全性を考慮してもよい

Forming the Scheme  
Manager's Opinion  
ガイドライン

Relevant holderの指定後も、他のEA保有者もEAに基づく義務(基金への拠出/担保提供を含む)に服する点に留意

#### EA保有者の親会社

- scheme managerの裁量で親会社の財務健全性を考慮してもよい

## 2. 新資金拠出スキーム (5) リスクカテゴリー

### リスクカテゴリー決定プロセス/更新

- DESからERCの通知を受けたscheme managerは、EA保有者に割り当てる予定のリスクカテゴリーを理由と共に通知
- EA保有者は、原則として20営業日以内に、これを受け入れるか異議を提出することが可能
- Scheme managerは原則として上記期間から5営業日以内（異議が提出された場合には受領から20営業日以内）にリスクカテゴリーを決定
- EA保有者は決定から30営業日以内に資金拠出/担保提供
- **更新**: 1年ごとにカテゴリーを見直し→**1年ごとに資金拠出/担保提供**

## 2. 新資金拠出スキーム (5) リスクカテゴリー

### リスクカテゴリーの変更

Scheme managerが以下の場合に変更の要否を判断

- Mining LeaseなどのMining Tenementが譲渡された場合
- EA保有者が他の会社の子会社でなくなった場合その他支配権の変更が生じた場合



## 2. 新資金拠出スキーム (5) リスクカテゴリー

### リスクアセスメントフィー

- Scheme managerがリスクカテゴリーを割当てた場合、EA保有者は30営業日以内にアセスメントフィー(規則で定められる)を支払わなければならない

ERC	アセスメントフィー
\$100,000 ~ \$1,000,000	\$250
\$1,000,000 ~ \$10,000,000	\$1,250
\$10,000,000 ~ \$50,000,000	\$5,000
\$50,000,000 ~ \$100,000,000	\$22,500
\$100,000,000以上	\$45,000

\* *Draft Mineral and Energy Resources (Financial Provisioning) Regulation 2018*に基づく

## 2. 新資金拠出スキーム (6) 既存PJへの適用

3年間の移行期間 - 既存PJは、新スキームに即時対応しなければならないものではない  
移行のタイミングはscheme managerがtransition noticeによりEA保有者に通知

### ERC

- 既存鉱山のERC = 提供済みの銀行保証(またはその他のfinancial assurance)
- ERC period = 現行のPlan of Operationの期間(DESがより長期の期間を認めた場合にはその期間)
- 提供済みの銀行保証(またはその他のFA) = 改正法のもとでの担保とみなされる

### リスクカテゴリー

- scheme managerは、新スキーム開始(2019年上半期予定)から3年以内に、EA保有者に対してtransition noticeによりリスクカテゴリーの割当て予定日を通知

# TOPICS

1. 鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法  
成立の経緯
2. 新資金拠出スキーム
3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

# 3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## (1) PRCPの全体像

PRCP = Rehabilitation planning part + Schedule

承認対象・執行可能となる部分はSchedule

Plan of  
Operation  
は廃止

**目的:** 閉山後の土地使用が可能な状態 (stable condition) に回復させる

- 鉱山の一生を通じた段階的なりハビリテーション・閉山計画
- Scheduleにはリハビリテーションのマイルストーンとタイムラインを記載
- PRCP ScheduleについてEAとは別にDESの承認が必要
- 鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法による環境保護法（Environmental Protection Act 1994）の改正という形式
- **2019年11月1日以前 (PRCP start date)** に制度開始予定

# 3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## (1) PRCPの全体像

- EA付与の前提となるEIS (environmental impact statement) にPRCPも含める
- EAの申請と併せてPRCPも申請（承認の基準等を定める改正 Environmental Protection Regulation 2008、PRCPガイドラインを州が策定中）
- PRCPの申請は公表手続 (public notification) の対象になる
  - 採掘活動に反対する第三者が、EA・PRCPの承認に対して異議を述べ、土地裁判所 (Land Court) で争うことが可能

# 3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## (2) PRCPの内容

### Planning部分の記載事項（地図添付）

- 採掘活動の詳細
- Planを準備するに当たって実施した協議の詳細・継続的な協議へのコミットの詳細
- 閉山後の土地使用計画 (post-mining land use) が地域コミュニティとの協議の結果・地方政府/州/国の計画と合致しているか
- リハビリテーションの方法・リハビリテーションが達成できないリスク・リスクマネジメント
- いわゆるvoidやpit(後述のNUMA)が残る場合には、その理由・レポート等の証拠、NUMAのベストプラクティスマネジメントを実現する方法

# 3. PRCP (段階的リハビリテーション・閉山計画)

## (2) PRCPの内容

### Schedule部分の記載事項(地図添付)

- 閉山後の土地使用形態 (post-mining land use) の提案と、これを実現するためのマイルストーン・タイムライン
  - 閉山後の使用ができない管理対象地域 (non-use management area; "NUMA") (final voidやpit) となる場合には、管理のためのマイルストーン・タイムライン
- \* NUMAの存在は厳格な要件を満たした場合にしか認められない(後述)

これらのマイルストーンとタイムラインはPRCP保有者が遵守しなければならない条件として課される

- 意図的な違反には最大6,250 penalty units (現在\$815,937.50) の罰金または最大5年以下の懲役
- 条件の不遵守は4,500 penalty units (現在\$587,475) の罰金
- 会社の違反は役員個人 (executive officer) の違反とみなされる (現行法下でも同じ)

# 3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## （2）PRCPの内容

### PRCP Scheduleの監査・レポーティング

- 3年ごとにRehabilitation auditor（州政府が適格性を定める）によるPRCP Scheduleの監査を受ける必要
- 監査期間終了後4か月以内にDESに下記事項を含む監査報告書が提出される
  - マイルストーンとタイムラインその他の条件を遵守したか
  - 閉山後の土地利用の実現可能性
  - PRCP Schedule保有者がとるべきアクションの推奨



# 3. PRCP (段階的リハビリテーション・閉山計画)

## (3) NUMAが生じる場合

NUMA: non-use management area  
閉山後の使用ができない管理対象地域

\* 閉山後にvoidがflood plain(氾濫原)に残存することは許されない(= NUMAとしても認められない)とされているため、当該voidはリハビリテーションが必要。今後改正されるEnvironmental Protection Regulation 2008による"flood plain"の定義の明確化が求められる

以下の(a) (b) いずれかの要件を満たさなければNUMAが残存するPCRCPは承認されない

- a) NUMAのリハビリテーションを行う方がかえって大きな環境リスクが生じる
- b) (i) リハビリテーションを行わないことによる環境への悪影響は採掘対象地域に限定されており、(ii) リハビリテーションを行わないことが 公益に資する

公益評価報告書 (public interest evaluation report)  
によって認められなければならない



# 3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## （3）NUMAが生じる場合

### 公益評価報告書（public interest evaluation report）

#### - 検討対象

- 採掘による利益 - コミュニティへの利益を含む
- 採掘による悪影響 - 環境・コミュニティへの長期的な影響を含む
- NUMAに指定する以外の選択肢 - コスト、採掘プロジェクトの財務健全性も考慮
- 採掘の利益が悪影響を上回るか、代替選択肢を踏まえても採掘の利益がNUMAを承認することを正当化するか

# 3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## （3）NUMAが生じる場合

### 公益評価報告書（public interest evaluation report）

#### - プロセス

- DESがPRCP申請者の費用負担で、審査実施の適格性を有する第三者\*から取得 \*Environmental Protection Regulation 2008の改正で規定される  
→ 報告書において計画の承認が推奨されている場合に限りPRCPを承認
- 報告書作成者からPRCPの承認申請者に対して事前に報告書案が交付され、内容に異議を述べることが可能
- 公益報告書の内容に重大な誤りがあるか、報告書作成者の中立性について正当な疑義がある場合には、申請者は監督官庁に対して別の者に報告書のレビューを行わせるよう請求することが可能

# 3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## （3）NUMAが生じる場合

### まとめ - voidやpitが生じる場合の検討事項

➤ 下記表の1から3に行くに従って申請者の負担が大きくなる

No.	検討事項	NUMA	公益評価 報告書
1	閉山後にvoid/pitの利用が可能	該当しない	—
2	リハビリテーションを実施する方が環境被害リスク大	該当する	不要
3	リハビリテーションを実施しないことが公益に合致	該当する	必要

# 3. PRCP (段階的リハビリテーション・閉山計画)

## (4) PRCP Scheduleの変更

### 重大な変更/軽微な変更

変更の程度	手続
重大 (major)	原則として、当初のPRCP Schedule申請プロセスと実質的に同じプロセス(申請内容の公表 (public notification)・承認を含む)
軽微 (minor)	公表手続不要の簡易な手続

- 軽微な変更 (minor amendment) に該当しない場合 = 重大な変更 (major amendment)
- PRCP Scheduleの変更に対応してPlanning部分も変更しなければならない

# 3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## （4）PRCP Scheduleの変更

### 軽微な変更該当するもの

- 閉山後の土地使用・NUMAを変更しない
- 閉山後の土地使用が実現できるかに影響を与えない
- 閉山後の土地使用を実現する方法・NUMAの管理方法について、変更前と著しく異なる悪影響を環境に及ぼすような変更ではない
- 新たな採掘許可に関する変更ではない
- リハビリテーションマイルストーン・NUMAの管理マイルストーンの達成時期を5年超後ろ倒しにするものではない
- 閉山後の土地使用が開始可能となる時期を後ろ倒しにするものではない

# 3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## （4）PRCP Scheduleの変更

### DESが軽微な変更と認めてよいもの

- コミュニティと十分な協議を経て、協議において提示された問題に十分対処したことを前提に、2つ以上のエリアのリハビリテーションの時期を入れ替えること（resequencing）もDESによって軽微な変更と認定され得る

変更前のScheduleの記載  
(xx年はリハビリ完了時期)

エリアA	エリアB
2040年	2050年



変更後のScheduleの記載  
(xx年はリハビリ完了時期)

エリアA	エリアB
2050年	2040年

# 3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## （4）PRCP Scheduleの変更

重大な変更であっても公表手続（public notification）が不要な変更

- NUMAを減少させる変更
- 環境への影響が生じない又は影響を減少させる変更



# 3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## （5）既存PJへの適用

3年間の移行期間 - 既存PJは、新スキームに即時対応しなければならないものではない  
PRCPへの移行のタイミングはDESからPRCPの提出を求める通知で指定  
既存EA等で認められている限り、PRCPへの移行後も元の計画通りvoid/pitの残置OK

- 既存のPlan of Operationは（早期失効しない限り）PRCP Scheduleの承認まで有効に存続
- PRCP start date（2019年11月1日以前）から3年以内にDESから指定の期限（通知から6か月以上先）までPRCPの提出を求める通知がなされる
- PRCP移行後も、保有済みのEA、EIS報告書、DESとの契約書等（land outcome document）で特定されている土地の最終使用形態と実質的に同一である限り、
  - NUMAを制限するPRCP Scheduleのルール適用除外（= void/pitも（flood plain内含めて）残置できる、NUMAに関する公益評価も不要）
  - PRCPへの移行に際して公表手続（public notification）も不適用

# 3. PRCP（段階的リハビリテーション・閉山計画）

## （5）既存PJへの適用

- 既存のPlan of Operationの取替え（replace）や、旧法のもとでリハビリテーションプログラムの対象となるエリアを増加するような変更は認められない
- PRCPの承認前にPlan of Operationが終了した場合であっても、（指定された期限内にPRCP案を提出できなかった場合を除き）PRCPが承認されるまで事業継続可能（PRCPなしに採掘活動を認めないs431Aが適用されない）
- 新法適用開始後、PRCP start date（2019年11月1日以前）までになされたEAの申請については、旧法が適用される（PRCPではなくPlan of Operationを提出）→PRCP start date以後、他の既存PJ同様にPRCPへ移行

# QUESTIONS?



[www.claytonutz.com](http://www.claytonutz.com)